

## 鉄道事故および国土交通省航空・鉄道事故調査委員会に関する法令（抄）

出典 国土交通省鉄道局・監修『注解鉄道六法（平成16年版）』第一法規出版

\*注：いずれも原文は縦書きで、数字はすべて漢数字ですが、アラビア数字に直して引用しました。

### 鉄道事業法（抄）

〔昭和61年12月4日法律第92号〕

最終改正 平成16年6月18日法律第124号

#### 第2章 鉄道事業

##### （事故等の報告）

第19条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第19条の2 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 第7章 罰則

第73条 第19条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、100万円以下の過料に処する。

### 航空・鉄道事故調査委員会設置法（抄）

〔昭和48年10月12日法律第113号〕

最終改正 平成15年7月16日法律第119号

##### （定義）

#### 第2条の2 1～3（略）

4 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第19条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

5 この法律において「鉄道事故の兆候」とは、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。

6 この法律において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び鉄道事故の兆候をいう。

委任 4項の「国土交通省令」= 航空・鉄道事故調査委員会設置法第2条の2第4項の国土交通省令で定める重大な事故及び同条第5項の国土交通省令で定める事態を定める省令 1条、5項の「国土交通省令」= 同2条

## 鉄道事故等報告規則（抄）

〔昭和62年2月20日運輸省令第8号〕

最終改正 平成13年8月31日国土交通省令第123号

根拠法令 鉄道事業法19条（38条、39条3項及び40条2項において準用する場合を含む。）及び66条

（定義）

第3条 この省令において「鉄道運転事故」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 列車衝突事故 列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 2 列車脱線事故 列車が脱線した事故をいう。
- 3 列車火災事故 列車に火災が生じた事故をいう。
- 4 踏切障害事故 踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 5 道路障害事故 踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 6 鉄道人身障害事故 列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（前各号の事故に伴うものを除く。）をいう。
- 7 鉄道物損事故 列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（前各号の事故に伴うものを除く。）をいう。

## 航空・鉄道事故調査委員会設置法第2条の2第4項の国土交通省令で定める重大な事故及び同条第5項の国土交通省令で定める事態を定める省令（抄）

〔平成13年8月31日国土交通省令第124号〕

根拠法令 航空・鉄道事故調査委員会設置法2条の2第4項及び5項

（法第2条の2第4項の国土交通省令で定める重大な事故）

第1条 航空・鉄道事故調査委員会設置法（以下「法」という。）第2条の2第4項の国土交通省令で定める重大な事故は、次に掲げる事故とする。

- 1 鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事故
- 2 規則第3条第1項第4号から第6号までに掲げる事故であって、5人以上の死傷者を生じたもの又は乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
- 3 規則第3条第1項第4号から第7号までに掲げる事故であって、特に異例と認められるもの
- 4 専用鉄道において発生した規則第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事故に準ずるものであって、特に異例と認められるもの
- 5 軌道において発生した第1号から第3号までに掲げる事故に準ずるものとして、国土交通大臣が告示で定めるもの